

平成 16 年 5 月 12 日

各 位

会社名 セーレン株式会社  
代表者名 取締役社長 川田 達男  
(コード番号 3569 東証・大証第1部)  
問合せ先 総務部長 花岡 宏之  
(TEL 0776-35-2111)

## ストックオプション(新株予約権)に関するお知らせ

当社は、平成16年5月12日開催の取締役会において、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、ストックオプションを目的として新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成16年6月29日開催予定の当社第132期定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的とし、3.の要領に記載のとおり、当社の取締役および使用人に対し新株予約権を無償で発行するものであります。

#### 2. 新株予約権割当の対象者

当社の取締役および使用人に割当てするものとします。

#### 3. 新株予約権発行の要領

##### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

普通株式 297,000 株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

( 2 ) 新株予約権の数

297個( 新株予約権1個につき普通株式1,000株。ただし、前項( 1 )に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

( 3 ) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

( 4 ) 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権1個当たりの払込価額( 以下行使価額という ) は、次により決定される1株当たりの払込価額に( 2 )に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの払込価額は、新株予約権発行の日の属する月の前月の各日( 取引が成立しない日を除く ) における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた価額とし、1円未満の端数は切り上げる。

ただし、その価額が新株予約権発行日の終値( 当日終値のない場合は、それに先立つ直近日の終値 ) を下回る場合は、当該終値とする。

なお、株式分割および、時価を下回る価額で新株を発行するときまたは自己株式を処分するときは( 新株予約権の行使による場合を除く ) 次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}} \right)}{1}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替えるものとする。

( 5 ) 新株予約権の権利行使期間

平成18年7月1日から平成21年6月30日まで

( 6 ) 新株予約権の行使条件

解任、辞任による退任、または解雇、自己都合による退職もしくは当社との新株予約権申込証兼新株予約権割当契約（以下割当契約という）に定めるその他の権利喪失事由に該当したときは、権利を行使できない。任期満了による退任、もしくは上記の権利喪失事由に該当することなく退職し、当社の取締役または使用人でなくなったときには、権利行使期間を限度として退任または退職の日から2年間に限り、権利を行使することができる。

在任中もしくは在職中に死亡したときは、割当契約に定める相続人が権利行使期間を限度として、権利行使開始日または死亡の日のいずれか遅い日から1年間に限り、権利を行使することができる。

新株予約権は、第三者に譲渡したり、質入れその他の処分をしたりすることはできない。

その他権利の行使の条件は、本総会決議および取締役会決議にもとづき、割当契約に定めるところによる。

( 7 ) 新株予約権の消却事由および条件

上記( 6 )での定めにより、新株予約権の割当を受けた者が権利行使のできる条件に該当しなくなった場合、その他消却の必要が認められる事由が発生した場合は、当該新株予約権については無償で消却する。

( 8 ) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。

以上

(注)上記の内容については、平成16年6月29日開催予定の当社第132期定時株主総会において承認可決されることを条件といたします。